

入札参加者心得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 入札に関する事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言は認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書き換えたり、撤回することはできないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額はアラビア数字にて記載すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目入札に参加することはできない。
 - （1） 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。
 - （2） 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - （3） 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
 - （4） 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - （5） 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札。
 - （6） 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札。
 - （7） 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
 - （8） 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
 - （9） 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、別紙様式の委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後入札に参加すること。
- 10 入札は、第1回で落札者が決定しない場合は、県において必要があると認め、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべて

の同意が得られれば直ちにその場で再度の入札を行うことがあること。このとき第2回目の入札に参加する意志のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。

- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名し、県に提出したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて、協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 落札者は、落札決定後原則として7日以内に契約を締結しなければならないこと。